

日本私立大学協会  
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>  
「点検結果報告書」

**共通様式**

①法人名称	学校法人北海道武蔵女子学園
②設置大学名称	北海道武蔵女子大学／北海道武蔵女子短期大学
③担当部署	法人総務課
④問合せ先	somu@hmu.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年9月26日
⑥点検結果の公表日	令和7年9月30日
⑦点検結果の掲載先 URL	
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

**【備考欄】**

--

**様式 I****I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2－2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

**I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明**

該当する基本原則	説明

**I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明**

該当する原則	説明

## 様式Ⅱ

### Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

#### 原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念については、学生便覧に明記するとともに学生及び教職員が常に目にするように学内のホールに掲出している。また、大学ウェブサイト等を通じて社会に広く示している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	ガイダンスや、教員が学生に行う個別面談において、入学から卒業に至るまでの学修や単位修得についてきめ細かに説明・指導をしている。学修成果についてはアセスメントにより確認し、自己点検・評価結果も踏まえながら教学マネジメント推進会議を中心として教育の質向上、学習環境・内容の整備・充実に努めている。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「組織運営規程」を定め、学長・副学長・学部長の職務及び学長を補佐する体制を明確にしている。また、「教授会規程」及び「教授会審議事項に関する内規」により、学長と教授会の関係など教学組織の権限と役割を明確にしている。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	学内委員会の委員は、教員と事務職員で編成されており、教育研究活動等に係る管理運営業務を適切に分担し、協力して行う体制となっている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	「FD(ファカルティ・ディベロップメント)規程」、「SD(スタッフ・ディベロップメント)規程」に加えて、「FD・SDに関する基本方針」を定めている。FD及びSDの実施については、それぞれSD委員会、FD企画会議において検討がなされ、計画的に研修を実施している。

#### 原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	常任理事会が主体となって中期計画の策定方針を定めている。中期計画については、行動計画及び活動概要が具体的に記されている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	計画期間（5年）の中途において中間報告を行うよう定め、進捗管理を行うものとしている。必要に応じて計画変更を行うものとしている。

## 原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成を行い、多くの優秀な人材を社会に輩出している。また、社会人選抜制度も設け、社会人にも門戸を開いている。
実施項目 2-1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	カリキュラムに課題解決型の授業を展開し、自治体や企業が実際に抱える課題を題材とした授業や課外の活動を行っている。今後さらにその数を増やす計画である。

## 原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	社会人選抜、海外帰国生徒選抜などの入試制度を整備し、多様な学生を受け入れる体制を整えている。また、障がい学生支援委員会を設置し、障がい等により配慮を要する学生に適切に対応する体制を整備している。
実施項目 2-2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事、評議員それぞれに女性を登用している。

## 原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任方法を「寄附行為」に定め、人材確保の方針を明確にしている。また、理事の資格及び構成については、「寄附行為」、「理事選任機関運営規程」に定めている。
実施項目 3-1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	「寄附行為」、「理事会運営規程」に理事会及び理事の役割を定め、「理事の職務権限規程」に理事・理事長・常任理事の職務等を規定し、理事の責務を明確にしている。また、理事と評議員の兼務を廃して相互牽制体制を整えとともに「寄附行為」に理事長及び常任理事が、説明等のために評議員会に出席すること定め、理事会と評議員会の協働体制を確立している。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学生募集の状況など学園運営に係る重要事項については、適宜、学外理事を含む理事に報告している。私立学校法やガバナンスに関する事項については、理事会において報告事項として事務局から説明し、理事の共通理解を図っている。また、常任理事は学内のFD研修及びSD研修に参加するものとしている。

### 原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任については、独立性を確保する観点を重視し、「寄附行為」で選任基準及び選任方法（監事の過半数の同意を得たうえで評議員会において選任）を定めて選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	会計監査人から監事に会計監査に関する説明を行う機会を設けている。さらにそこに内部監査室長も同席し、三者で意見交換を行って連携を図っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるように学内状況についての説明や教職員等へのヒアリングの手配を行う体制ができています。また、監事研修会や私学行政等に係る研修については、事務局から開催情報を監事に連絡し、監事は可能な限り参加するようにしている。

### 原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任方法や属性・構成割合については、「寄附行為」に明確に定め、透明性を確保している。本学の建学の精神を理解している卒業生及び教職員を評議員の構成に含むものとして定めている。卒業生及び教職員の評議員については上限人数を設定し、評議員会の構成に偏りが生じないように配慮している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「寄附行為」及び「評議員会運営規程」により評議員会及び評議員の役割を明確にしている。また、理事と評議員の兼務を廃して相互牽制体制を整えるとともに「寄附行為」に理事長及び常任理事が、説明等のために評議員会に出席すること定め、理事会と評議員会の協働体制を確立している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において理事会報告及び常任理事会報告を行い、教学及び学園の運営に関する情報共有を行っている。 また、必要に応じて私学経営関連の研修について事務局から案内している。

### 原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「危機管理規程」に基づいて危機管理委員会においてガイドラインを作成し、パンデミック等への対応や事業継続について定めている。また、海外研修等の学外での危機管理についてマニュアルを作成し、マニュアルを活用して事故等のトラブルの未然防止に努めている。今後、統合的な危機管理マニュアルを整備する。
実施項目 3-4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	学園に理事長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス推進規程」を定め、法令遵守に努めている。また、「公益通報に関する規程」に内部通報窓口を定め、通報体制を整備している。

### 原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「情報公開規程」を整備し、情報公開の方針を定めている。大学ウェブサイトの情報公開ページを設けて社会に広く情報を公開している。
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	財務状況の情報公開においては、特に学校法人会計と企業会計の違いや用語等の説明を加え、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。

### II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明